

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2014. 9. 4

## JAL闘争を支える京都の会News No. 32

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

### 管財人・JALの不当労働行為を断罪！

# 東京地裁で勝利判決！



8月28日、東京地裁（民事19部古久保裁判長）は、「争議権を確立したら企業再生支援機構は3,500億円の出資をしない」とする支援機構・JALの発言は不当労働行為であると勝利判決を下しました。

### 一日本航空の165名の解雇は違法な手続き下で進められた 最高裁は高裁判決を根本から見直すべき

8月28日、東京地裁（民事19部古久保委員長）は、東京都労働委員会（以下、都労委）が日本航空に対して「不当労働行為」と認定した事件[平成23年（行ウ）第510号]について、日本航空側の主張を退け、都労委の命令通り「不当労働行為」との判決を下しました。

2010年11月15日、日本航空は、更生計画の事業縮小に伴う人員削減策についての労使協議中に、突然、整理解雇方針を発表しました。そして、乗員組合とキャビンクルーユニオンが解雇回避に向け労使対等での交渉を目指して争議権投票の手続きを進めていたところ、法人管財人（企業再生支援機構）の飯塚ディレクターと加藤管財人代理が、翌11月16日に「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は、3500億円の出資はしない」と発言し、整理解雇に対抗する争議権を潰そうとしました。これは労働組合に対する露骨な支配介入の不当労働行為です。

(ウラ面に続く)

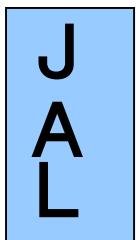


この事件は、日本航空のパイロット、客室乗務員 165 名が整理解雇される過程で起きたもので、解雇手続きの正当性が問われた事件でした。本日の地裁判決で、管財人の行為が不当労働行為にあたると断罪されたことは、整理解雇が違法な状態で実施されたことを意味します。特に重大なのは、整理解雇事件で東京高裁が、管財人「絶対論」・「無謬論」・「善人論」を展開して、私たちの主張を全て排斥し、解雇の正当性を認めてきたことです。しかし、**165名の解雇が管財人の「不当労働行為」を伴う違法な手続き下で実施されたことが明らかとなり、高裁判決の前提は根本から覆されたことになります。**

都労委命令が出された際に、日本航空は中労委に再審査の申し立てをせず、いきなり裁判所で争う方針を持ちました。これは管財人を選任したのが東京地裁であることから、“裁判所は見方”との見通しを持っていたためと推測されます。しかし、その裁判所からも、半世紀も続いた日本航空の「組合つぶしのためには手段を選ばない」という分裂・差別の労務政策が指弾されたのです。



日本航空の今回の不当労働行為は、行政（労働委員会）と司法（裁判所）の双方から断罪されました。私たちは、日本航空が今回の判決を真摯に受け止め、控訴を行わず、都労委命令に従うとともに、不当解雇事件を直ちに自主解決することを求めます。同時に、**最高裁に対しては、今回の判決を踏まえて、解雇事件の高裁判決を取消すことを強くもとめます。**



## 解雇してすぐ、 大量新人採用！

### なぜ解雇した人を職場に戻さないの？

解雇後一年数ヶ月で、客室乗務員の新規採用が行われ、すでに 1820 名が採用されています。

パイロットについても、パイロット不足が問題になり、新規採用が発表されました。解雇されたパイロット 81 名中、26 名が自衛隊からの移籍者ですが、国交省は自衛隊からの移籍制度を再開しようとしています。

大量の新人採用やパイロット不足問題になっている中で、なぜ解雇された 165 名を職場に戻さないのでしょうか。

監督官庁である国交省は、ILO勧告に従って JAL が解雇した人を職場に戻し、安全を最優先するよう指導すべきです。

